

短期入所生活介護「川尻ヒルズ」運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人竹崎記念福祉会が開設するショートステイ「川尻ヒルズ」（指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。））の適正な運営を確保するために入員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者的心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名称 **短期入所生活介護 川尻ヒルズ**

二 所在地 熊本市南区南高江7丁目3番

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業に従事する従業者は、特別養護老人ホームの従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は、特養運営規程に準ずる。

(利用定員)

第5条 利用定員は12名とする。（**1ユニット2名 合計6ユニット**）

ただし、災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

(指定短期入所生活介護の内容)

第6条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

一 生活指導（相談援助等）

二 機能訓練（日常動作訓練）

三 介護サービス

四 健康状態の確認

五 送迎

六 給食サービス

七 入浴サービス

八 レクレーション

九 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
- 一 次条に規定する通常の送迎の実施地域を越えた地点からの送迎の費用を
片道 5km未満 100円/回 5km以上 200円/回 とする。
 - 二 滞在に要する費用として、別紙のとおり。
 - 三 食事の提供に要する費用として、別紙のとおり。
 - 四 理美容代として、実費 2,550円
 - 五 その他指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。
 - 六 持ち込家電がある場合 30円/日
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 4 事業者は本条2項で設定した滞在に要する費用並びに食事の提供に要する費用、その他の費用の額を改定することがある。費用の改定にあたっては、介護保険制度の改正内容や施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し改定するものとし、利用者又は身元保証人に改定の考え方を書面で説明し、書面での同意を得た上で改定するものとする。
- (通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、熊本市域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 特別養護老人ホーム「川尻ヒルズ」運営規程に準ずる。

(緊急時における対応方法)

第10条 特別養護老人ホーム「川尻ヒルズ」運営規程に準ずる。

(身体拘束の制限)

第11条 特別養護老人ホーム「川尻ヒルズ」運営規程に準ずる。

(非常災害対策)

第12条 特別養護老人ホーム「川尻ヒルズ」運営規程に準ずる。

(個人情報の保護)

第13条 特別養護老人ホーム「川尻ヒルズ」運営規程に準ずる。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 特別養護老人ホーム「川尻ヒルズ」運営規程に準ずる。

(虐待防止に関する事項)

第15条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置する。

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(入居者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附 則

この規程は、平成24年6月27日から施行する。

改定 平成31年3月3日

改定 令和6年3月3日

改定 令和6年11月22日

改定 令和7年3月4日

改定 令和7年10月14日

別紙

費用区分	費用の額
滞在に要する費用	ユニット型個室　　日額2,066円
滞在に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 ユニット型個室　　日額880円 第2段階認定者 ユニット型個室　　日額880円 第3段階①認定者 ユニット型個室　　日額1,370円 第3段階②認定者 ユニット型個室　　日額1,370円
食事の提供に要する費用	日額 1,665円 朝食 534円 昼食 616円 夕食 616円
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 日額 300円 第2段階認定者 日額 600円 第3段階①認定者 日額 1,000円 第3段階②認定者 日額 1,300円